

第22期第5回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年12月2日(木) 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

資料1

(2) 特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

資料2

(3) 令和4年上期土石採取計画について(協議)

資料3

(4) 雑魚かご漁業の新規着業について(協議)

資料4

(5) 小型いかつり漁業の許可方針の改正について(協議)

資料5

(6) 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について(協議)

資料6

(7) その他



資料1.
(22期5回筑前漁調委)
(令和3年12月2日)

3水第3144号

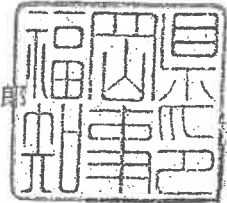
令和3年12月2日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)が改正され、農林水産大臣は改正後の漁業法に基づいた資源管理の方針を示した資源管理基本方針を策定しております。本県では法第14条第1項の規定に基づき、国の資源管理基本方針に即して本県における資源管理を行うための方針である福岡県資源管理方針を同日付けて策定しております。

個別の特定水産資源の具体的な資源管理方針については、別紙にそれぞれ定めており、現行の福岡県資源管理方針では、まあじ、まいわし、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか、さば類について定めております。

今般、農林水産大臣が定める資源管理基本方針が令和3年10月25日に改正されたことを受け、福岡県資源管理方針の一部を改正したいので、法第14条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- 今般、農林水産大臣が定める資源管理基本方針が改正（R3.10.25）されたことを受け、福岡県資源管理方針の一部を改正する事について、法第14条第4項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第14条第4項：都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとする（変更しようとする）ときは関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

【福岡県資源管理方針の改正内容について】

- 国が定める資源管理基本方針がR3.10.25に改正されたことを受け、福岡県資源管理方針の一部を下記のとおり変更することとしたい。

①別紙1-3、1-4の第2の(2)の②の変更

改正前：陸揚げした日から3日以内

改正後：陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

②別紙1-1、1-2、1-5、1-6の第2の(2)の②の削除

③別紙1-1、1-2及び1-6の第4の修正

改正前：まき網漁業（福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
まき網漁業	664隻日

改正後：中型まき網漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。）

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664隻日

【別紙】

- 資料1-3 福岡県資源管理方針改正案、新旧対照表

福岡県資源管理方針（令和二年十一月福岡県告示第八百八十九号の三）の一部を改正する告示

改正案	現行方針
<p>福岡県資源管理方針 〔制定 令和2年12月1日〕 最終改正 令和3年12月00日</p> <p>第1～第8（略） （別紙1-i）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まあじ知事管理区分 （1）（略） （2）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。 ①（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 中型まき網漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>福岡県資源管理方針 〔制定 令和2年12月1日〕 最終改正 令和3年6月28日</p> <p>第1～第8（略） （別紙1-i）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まあじ知事管理区分 （1）（略） （2）漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。 ①（略） ② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3（略）</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 まき網漁業（福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
中型まき網漁業	664 隻日
<p>(別紙1-2)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まいわし知事管理区分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 うち中型まき網をいう。) においては、<u>法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。</u>においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
中型まき網漁業	664 隻日

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
まき網漁業	664 隻日
<p>(別紙1-2)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まいわし知事管理区分</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>(略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
まき網漁業	664 隻日

(別紙1-3)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福岡県くろまぐる (小型魚) 知事管理区分

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3～第4 (略)

(別紙1-4)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福岡県くろまぐる (大型魚) 知事管理区分

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつ

(別紙1-3)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福岡県くろまぐる (小型魚) 知事管理区分

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3～第4 (略)

(別紙1-4)

第1 (略)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福岡県くろまぐる (大型魚) 知事管理区分

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① (略)

② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつ

<p>たと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日 は算入しない。）</p> <p>第3～第4（略）</p> <p>（別紙1-5）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県するめいか知事管理区分</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量 を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>①（略）</p> <p>第3～第4（略）</p> <p>（別紙1-6）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まさば及びびごまさば知事管理区分</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量 を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p>	<p>たと認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3～第4（略）</p> <p>（別紙1-5）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県するめいか知事管理区分</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量 を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>①（略）</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年 度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の 漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないな ったと認めるときは、この限りではない。）</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3～第4（略）</p> <p>（別紙1-6）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まさば及びびごまさば知事管理区分</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量 を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p>

<p>① (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <small>中型まき網漁業(法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。)</small>においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="718 1176 853 2033"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁獲努力量(単位:隻日)</td> </tr> <tr> <td>中型まき網漁業</td> <td>664隻日</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)	中型まき網漁業	664隻日	<p>② (略)</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときはこの限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <small>まき網漁業</small>においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="718 302 853 1176"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁獲努力量(単位:隻日)</td> </tr> <tr> <td>まき網漁業</td> <td>664隻日</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)	まき網漁業	664隻日
漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)								
中型まき網漁業	664隻日								
漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)								
まき網漁業	664隻日								

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1まあじ」から「別紙1-6まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まあじ知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業(法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。)においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
中型まき網漁業	664隻日

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664隻日

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。)及びくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。)及びくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5.)

第1 特定水産資源
するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
福岡県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664隻日

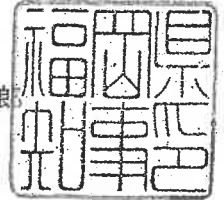


資料2
(22期5回筑前漁調委)
(令和3年12月2日)

3水第3144号
令和3年12月2日

筑前海区漁業調整委員会会長
富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)が改正されました。

漁業法第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量が示されたことを受け、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和4年1月1日より令和4管理年度が開始される「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。
※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・福岡県資源管理方針で、特定水産資源ごとに都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準が定められており、「まあじ」については「福岡県まあじ知事管理区分」に、「まいわし対馬暖流系群」については「福岡県まいわし知事管理区分」に本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を配分することとしている。
- ・今回本県に定められた「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量は、いずれも「現行水準」であることから、令和4管理年度における「まあじ」の知事管理漁獲可能量は「福岡県まあじ知事管理区分」に都道府県別漁獲可能量の全量を配分し「現行水準」と設定したい。
- ・同じく令和4管理年度における「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能量は「福岡県まいわし知事管理区分」に都道府県別漁獲可能量の全量を配分し「現行水準」と設定したい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和4 管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
			知事管理区分	配分 数量
まあじ	1/1～ 12/31	現行水準	福岡県まあじ 知事管理区分	<u>現行水準</u>
まいわし対馬暖 流系群	1/1～ 12/31	現行水準	福岡県まいわし 知事管理区分	<u>現行水準</u>

下線部：今回諮問事項

【別紙】

- ・資料 2-3 知事管理用各可能量に係る告示案
- ・資料 2-4 都道府県別漁獲可能量に係る通知

告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群の令和4管理年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年12月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた 都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
まあじ	現行水準	福岡県まあじ 知事管理区分	現行水準
まいわし対馬 暖流系群	現行水準	福岡県まいわし 知事管理区分	現行水準

福岡県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.97%	1,213
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	0.09%	100トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

資料3
(22期5回筑前漁調委)
(令和3年12月2日)

3漁管第4093号
令和3年12月1日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課
(漁業調整係)



令和4年上期土石採取計画について(協議)

このことについて、令和3年12月1日付け3港第953号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和4年上期土石採取計画について

令和4年上期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所	漁業権 漁場内	数量 種別	漁 業 権 漁 場 外											小計	合計			
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長閑瀬北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西			遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	7.00	5.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画	9.40	7.00	4.30	8.70	6.50	8.30	11.50		0.40	1.00			8.60		10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									0.30	0.90			7.80		9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									1.12	0.93	22.50	22.50	2.98		50.03	50.03
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									1.12	0.83	21.00	21.00	2.98		47.03	47.03
合計	0	同意 計画	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.52	1.93	22.50	22.50	11.58		181.03	181.03	
			16.40	12.00	4.30	8.70	6.50	8.30	11.50	1.42	1.83	21.00	21.00	10.78		123.73	123.73	

令和3年下期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所	漁業権 漁場内	数量 種別	漁 業 権 漁 場 外											小計	合計			
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長閑瀬北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	7.00	5.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画	10.20	6.90	4.10	8.70	6.40	8.80	12.60		7.00	3.00					10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									6.50	2.50					9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									2.50	2.50	22.50	22.50			50.00	50.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									2.50	2.50	21.00	21.00			47.00	47.00
合計	0	同意 計画	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	9.50	5.50	22.50	22.50			181.00	181.00	
			17.20	11.90	4.10	8.70	6.40	8.80	12.60	9.00	5.00	21.00	21.00			125.70	125.70	

令和3年上期土石採取計画量

単位:万m³

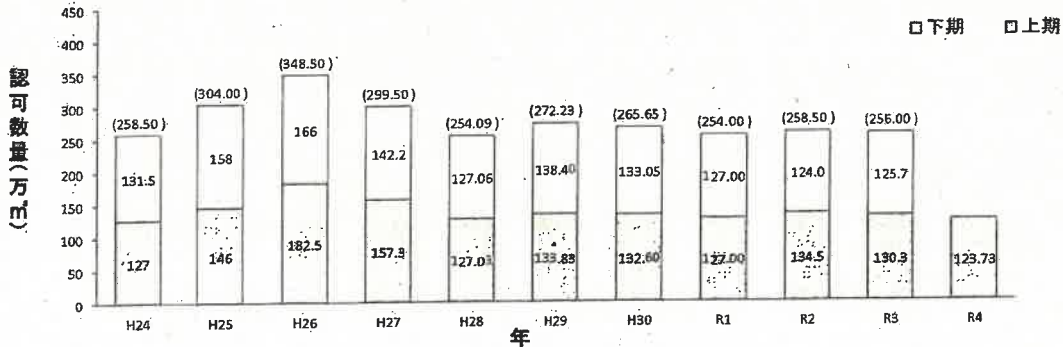
採取場所	漁業権 漁場内	数量 種別	漁 業 権 漁 場 外											小計	合計			
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長閑瀬北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00	6.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画	11.10	7.50	4.40	10.50	6.85	9.65	12.30		8.00	2.00					10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									7.20	1.80					9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									2.50	2.50	22.50	22.50			50.00	50.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									2.50	2.50	21.00	21.00			47.00	47.00
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	10.50	4.50	22.50	22.50			181.00	181.00	
			17.10	13.50	4.40	10.50	6.85	9.65	12.30	9.70	4.30	21.00	21.00			130.30	130.30	

令和2年下期土石採取計画量

単位:万m³

採取場所	漁業権 漁場内	数量 種別	漁 業 権 漁 場 外											小計	合計			
			小呂南西	鳥帽子北	小呂南東	長閑瀬北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白鳥	白鳥西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00	6.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画	8.00	7.50	4.00	9.50	6.00	8.50	11.50		7.00	3.00					10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									6.50	2.50					9.00	9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									3.00	2.50	23.50	22.50			51.50	51.50
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画									3.00	2.50	21.05	21.45			48.00	48.00
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	10.00	5.50	23.50	22.50			182.50	182.50	
			14.00	13.50	4.00	9.50	6.00	8.50	11.50	9.50	5.00	21.05	21.45			124.00	124.00	

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



3 港 第 9 5 3 号
令和3年12月1日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長
(管理係)

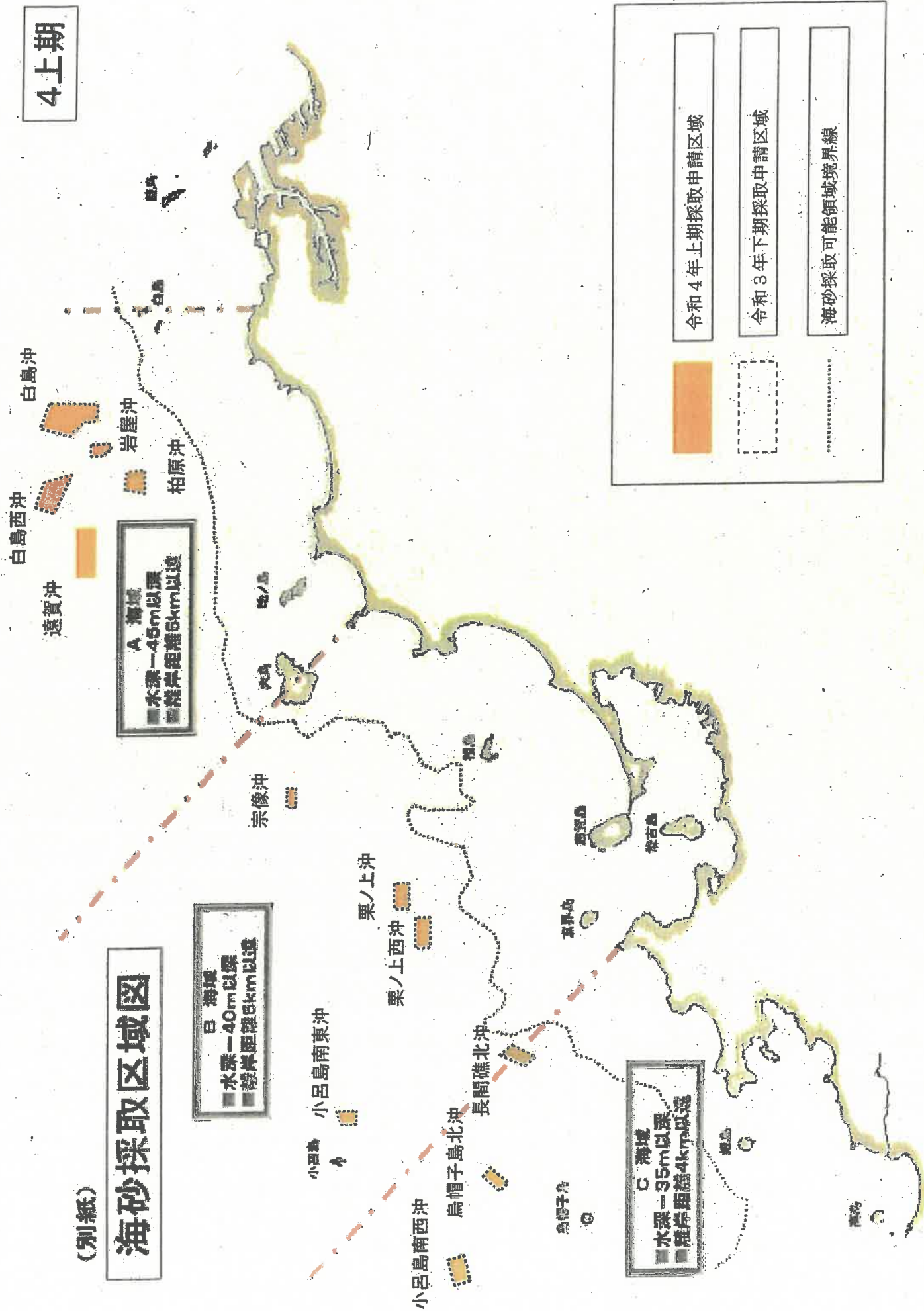
令和4年上期土石採取計画について(協議)

このことについて、別紙のとおり採取計画の認可申請がありましたので、福岡県一般海域管理運用要綱第7条の規定に基づき採取許可数量について事前協議します。

記

受付番号	申請者名	採取区域	備考
42	博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和3年下期認可区域と同じ
43	博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和3年下期認可区域と同じ
44	博多海砂採取協業組合	小呂島南東沖	令和3年下期認可区域と同じ
45	博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和3年下期認可区域と同じ
46	博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和3年下期認可区域と同じ
47	博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和3年下期認可区域と同じ
48	博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和3年下期認可区域と同じ
49	唐津湾海区砂採取協同組合	小呂島南西沖	令和3年下期認可区域と同じ
50	唐津湾海区砂採取協同組合	烏帽子島北沖	令和3年下期認可区域と同じ
51	玄洋海砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和3年下期認可区域と同じ
52	玄洋海砂採取販売協同組合	柏原沖	令和3年下期認可区域と同じ
53	玄洋海砂採取販売協同組合	遠賀沖	新規採取区域
54	北九州砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和3年下期認可区域と同じ
55	北九州砂採取販売協同組合	柏原沖	令和3年下期認可区域と同じ
56	北九州砂採取販売協同組合	白島沖	令和3年下期認可区域と同じ
57	北九州砂採取販売協同組合	白島西沖	令和3年下期認可区域と同じ
58	北九州砂採取販売協同組合	遠賀沖	新規採取区域

県土整備部港湾課
管理係 小林
内線 4556



A 海域
水深-45m以深
離岸距離6km以遠

B 海域
水深-40m以深
離岸距離8km以遠

C 海域
水深-35m以深
離岸距離4km以遠

	令和4年上期採取申請区域
	令和3年下期採取申請区域
	海砂採取可能領域境界線

海砂採取区域図

(別紙)

令和4年上期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者	採取区域	同意書の添付（漁協による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）																
		糸島地区		福岡・粕屋地区			宗像地区		遠賀地区		北九州地区							
		糸島漁協	福岡市漁協	福岡市漁協	博多漁業権管理委員会	新宮相島漁協	宗像漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協	響灘9ヶ浦漁業代表者協議会					
唐津湾海区砂採取協同組合	小呂南西	●	●			●												
	烏帽子北	●				●												
	小呂南西	●		○		●												
	烏帽子北	●				●												
	小呂南東	●		○		●												
博多海砂採取協業組合	長間磯北	●		○		●												
	栗ノ上	●		○		●				●								
	栗ノ上西	●		○		●				●								
	宗像					●				●		○						
	柏原									●								○
玄洋海砂採取販売協同組合	岩屋									●								○
	遠賀沖									●								○
	柏原									●								○
	岩屋									●								○
北九州砂採取販売協同組合	白島																	○
	白島西																	○
	遠賀沖									●								○
	遠賀沖									●								○

雑魚かご漁業の新規着業について

1. 申請者

福岡市漁業協同組合玄界島支所 組合員1名

2. 許可枠

雑魚かご漁業許可方針1 (1)のうち、福岡粕屋地区に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	1.0隻
現許可数	7隻
今回申請	1隻
合計	8隻

3. 新規着業者の取扱い

雑魚かご漁業許可方針4のとおり

雑魚かご漁業許可方針(福岡湾以外)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
関門地区 (筑共第19, 20号の権利を有する漁協)	30	北九州市小倉北区
若松・戸畑地区	24	北九州市若松区、北九州市戸畑区
北九州地区	20	北九州市若松区
宗像地区	1	宗像市
福岡粕屋地区	10	福岡市 糟屋郡新宮町大字相島 糟屋郡新宮町大字新宮

(2) 操業区域 筑前海区海面

(3) 漁業時期 別表のとおり

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

以下の事項及び別表のとおりとする。

- (1) 漁具の両端に所属漁業協同組合名及び船名を明記した標識を掲げなければならない。
- (2) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。（関門地区のみ）
- (3) 同時に使用するかごの個数は200個以内とし、かつ総延長は5000m以内とする。
- (4) かごの大きさは90×90×45cm以内とする。
- (5) かごの網目は14節より細目のものを使用してはならない。ただし共同漁業権漁場によって囲まれ、過去において漁業権のあった区域においては18節より細目を使用してはならない。
- (6) かご以外の漁具（筒、うけ等）を使用してはならない。

4 新規着業者に対する措置

新規着業者については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

- 5 資源管理の状況等の報告
許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

(別表略)

小型いかつり漁業許可方針 (案)

1. 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		なし <u>141</u>	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	昭和50年許可隻数623の範囲内とする。 ただし、いか資源の動向及び漁業調整上、隻数規制の必要性が生じた場合は両県協議の上変更する。 当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準 (別紙) に基づき許可するものとする。

(2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

2. 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3. 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の(ア)から(エ)までを順次に結んだ直線より南側の区域。

(ア) 古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識(筑共第9号と筑共第

12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点)

(イ) アから真方位287度10分、3,120メートルの点(筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点)

(ウ) イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台(宗像市)から真方位318度、2,000メートルの点と白島灯標(佐賀県唐津市)を結ぶ線との交点

(エ) 白島灯標

イ 筑共第7号共同漁業権漁場内(小呂島周辺)

ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内(相島周辺)

エ 筑共第11号共同漁業権漁場内(栗ノ上礁周辺)

オ 筑共第2号共同漁業権漁場内(筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会(以下「釣協」という。)に所属しない漁業者のみ適用)

カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7500m以内の海域。

(筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用)

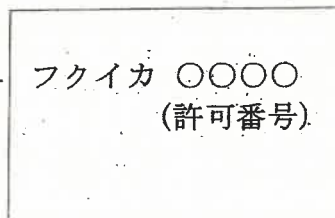
(2) 電気設備の制限

ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。

イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない(放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内)。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。



地の色：黄色
文字及び数字：黒色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。
なお、その太さは2センチメートル以上とする。

4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港(主港・従港)を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

5 申請書の添付書類等

(1) 許可申請一覧表

- (2) 操業計画書 (別紙様式1)
- (3) 漁船原簿謄本 (県外漁業者のみ)
- (4) 誓約書 (県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ) (別紙様式2)
- (5) 設備状況調査表 (別紙様式3)
- (6) ソケット設備確認証明書 (別紙様式4)
- (7) 陸揚港承認証の写し (県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ)
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真 (県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ)

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年12月 日から施行する。

(許可する船舶等の数の上限の見直し(県内、長崎県)、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定)

【別紙】

小型いかつり漁業に係る許可の基準

福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第5項に基づき、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の上限を超えた申請があった場合の小型いかつり漁業の許可の基準を次のように定める。

第1 通則

本基準の規定において「許可」とは、漁業法第57条又は規則第4条に基づく漁業許可、「起業の認可」とは、規則第6条に基づく起業の認可をいう（以下、これらを「許可等」という。）。

第2 許可の基準

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数の上限を超えた申請についての優先順位は第3に示す優先順位とし、優先順位が高い者から優先して許可等を行うものとする。

なお、同一の優先順位を有する者の申請が複数あり、それらの申請により公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合は、規則第11条第6項の規定に基づき同一の優先順位を有する者で別に定める方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

第3 優先順位

許可等の申請により、公示した許可等をすべき船舶等の数を超える場合の許可等をする者の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 県内許可

下記の1から3を考慮し、別表に示す優先順位が高い者から優先して許可等をするものとする。

- 1 所属する漁業協同組合の推薦を得られる者
- 2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者
- 3 過去5年において当該漁業の経営又は従事の経験がある者

なお、2、3については申請に関する公示にて定められた申請期間の末日を起算日とする。

(2) 県外許可

申請のうち、当該漁業の許可を受けている者が許可の有効期間の満了日の到来のため改めてした申請（当該許可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であって、5トン以上20トン未満のものについてした申請に限る。）は、他の申請者に優先して許可等をするものとする。

その他の申請者についての優先順位は、県内許可に準じるものとする。

別表（第3関係）

優先順位	1 所属する漁業協同組合の推薦を得られる者	2 過去5年において漁業関係法令による処分を受けていない者	3 過去5年において当該漁業の経営又は従事の経験がある者
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	×	○	○
5	○	×	×
6	×	○	×
7	×	×	○
8	×	×	×

(様式1)

操 業 計 画 書

年度

月	操業日数	操業する漁場 (備考欄の漁場を 記号で記入するこ と)	漁獲物 (イカの種類)	備 考
4月				A海域 沖ノ島(福岡県宗 像市)周辺10海里 の海域
5月				
6月				
7月				B海域 小呂島(福岡市)周辺10海里の 海域
8月				
9月				C海域 A, B海域以外 の福岡県海域
10月				
11月				
12月				D海域 その他の海域
1月				
2月				
3月				

(様式2)

誓 約 書

小型いかつり漁業の許可を申請するに当たり、この漁業の操業で定められた制限事項を遵守するとともに、福岡県漁業調整規則に従い、光力規制を守って操業することを誓います。

年 月 日

(所属漁業協同組合)

住 所

氏 名

筑前海区漁業調整委員会 会長 殿

福岡県農林水産部水産局 局長 殿

(様式3)

設備状況等調査表

年 月 日

申請者氏名： _____

漁船： (船名) _____ (登録番号) _____

(トン数) _____ トン

漁船の設備状況等は以下のとおりです。

1. 自動いかり機設置台数 _____ 台

2. 乗組員数 _____ 名

3. 集魚灯に関連する設備

○発電機出力 _____ KVA (_____ kW)

○安定器の出力及び台数 _____ kW × _____ 灯用 × _____ 台
_____ kW × _____ 灯用 × _____ 台

○装備している全ソケット数 _____ 個
うち放電灯装着用ソケット数 _____ 個
うちハロゲン灯装着用ソケット数 _____ 個

○装備している電球の個数と消費電力

消費電力	個数				合計	
	白熱灯	ハロゲン灯	放電灯	その他	個数	消費電力
1kW						
2kW						
2.5kW						
3kW						
()kW						
合計						

○装備しているLED集魚灯の消費電力(該当する方に☑)

LED集魚灯を装備していない。

LED集魚灯を装備している。装備状況は下表のとおり。

消費電力	台数	消費電力計	LED取扱電力
()kW			①×5を記入
()kW			
()kW			
()kW			
合計		①	

(様式4)

年 月 日

福岡県知事 殿

ソケット設備確認証明書

〇〇漁業協同組合代表理事組合長

下記の申請者の使用する漁船については、放電灯装着用ソケット数1.5個以内、ハロゲン灯用ソケット数6個以内であることを証明します。

- 1 申請者氏名
- 2 漁船名登録番号

(参考)

福岡県が許可した隻数

年度	福岡県船	長崎県船	佐賀県船
H8	94	481	75
H9	110	448	70
H10	112	420	64
H11	107	370	60
H12	103	351	57
H13	105	336	53
H14	96	324	51
H15	98	313	47
H16	98	299	36
H17	103	269	32
H18	96	154	25
H19	101	165	24
H20	104	113	16
H21	104	119	15
H22	104	117	15
H23	111	120	15
H24	113	109	14
H25	120	107	13
H26	130	104	13
H27	108	85	13
H28	110	93	13
H29	114	93	13
H30	108	90	13
R1	115	94	13
R2	115	90	11
R3	121	83	11

福岡県が許可した福岡県、長崎県、佐賀県
いかつり漁船隻数の推移

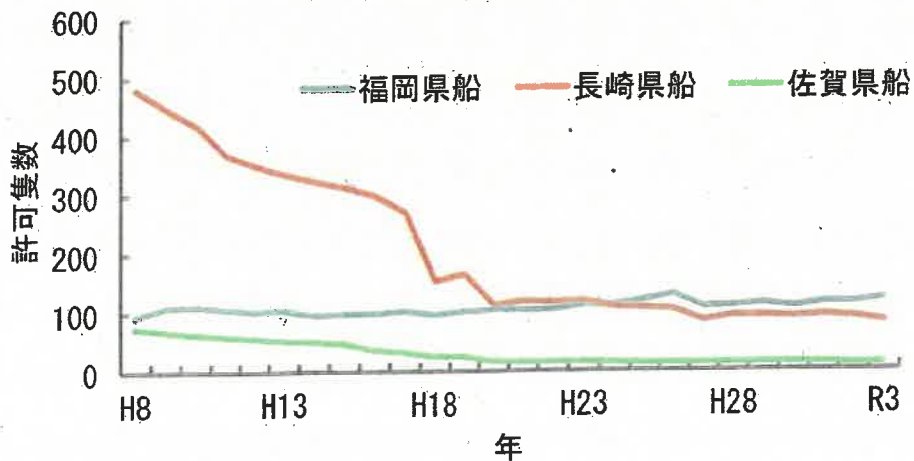


表1. 各府県漁獲量(沖底2モウ(浜田以西)・以西分を除く。単位: トン)

年	長崎県	佐賀県	福岡県	山口県	高知県
1988	9,468	1,445	1,385	3,344	3,016
1989	8,466	1,351	1,262	2,621	1,965
1990	8,246	1,265	1,193	1,816	1,149
1991	9,511	1,607	1,414	2,453	2,671
1992	9,900	2,007	1,761	2,625	2,427
1993	7,030	1,157	1,274	2,179	1,671
1994	9,525	927	1,350	2,140	1,896
1995	6,810	900	1,468	1,855	1,449
1996	7,836	1,030	1,102	2,514	1,796
1997	8,364	993	1,048	2,316	2,052
1998	8,018	1,035	893	1,879	1,191
1999	9,218	875	996	2,184	1,416
2000	4,806	719	910	1,634	2,004
2001	3,468	484	711	1,420	712
2002	3,856	552	699	1,257	961
2003	6,450	748	1,085	2,076	1,652
2004	6,273	753	945	1,325	1,249
2005	6,386	663	756	2,319	1,579
2006	5,018	582	611	1,495	1,044
2007	5,569	596	443	1,423	1,122
2008	4,611	393	550	1,345	953
2009	4,409	337	361	1,253	1,470
2010	5,348	377	467	1,334	1,626
2011	5,108	378	397	1,218	2,339
2012	5,123	362	370	1,172	1,674
2013	5,023	426	335	873	1,038
2014	3,487	291	229	483	530
2015	5,118	513	648	1,246	906
2016	4,037	389	435	849	817
2017	4,052	306	251	774	1,030
2018	3,622	305	304	884	1,026
2019	2,087	227	176	254	435

2019年は暫定値を含む。

表1. 各府県漁獲量(沖底2モウ(浜田以西)・以西分を除く。単位: トン)(続き)

年	鳥取県	兵庫県	京都府	福井県	石川県	府県計
1988			254			18,912
1989			188			15,853
1990			103			13,772
1991			96			17,752
1992			95	175		18,990
1993			87	101		13,499
1994			88	89		16,015
1995			139	136	16	12,773
1996	444	200	137	167	231	15,457
1997	719	247	247	220	86	16,045
1998	348	48	48	62	6	13,480
1999	429	187	179	190	13	15,686
2000	570	278	288	304	133	11,647
2001	201	142	58	78	12	7,286
2002	334	145	124	164	24	8,116
2003	359	130	179	312	24	13,014
2004	190	51	34	29	1	10,850
2005	426	260	192	186	23	12,790
2006	419	78	86	88	21	9,442
2007	337	136	75	90	20	9,811
2008	487	76	23	15	3	8,455
2009	731	74	38	65	19	8,757
2010	914	191	163	159	36	10,615
2011	1,083	240	329	242	208	11,542
2012	623	76	155	50	22	9,627
2013	531	109	143	115	55	8,648
2014	263	46	40	16	8	5,394
2015	751	99	44	29	31	9,386
2016	392	72	101	111	42	7,245
2017	289	56	75	117	55	7,005
2018	358	130	119	73	38	6,858
2019	169	46	94	77	50	3,615

2019年は暫定値を含む。

山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書(案)

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒 (日本測地系：北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒) の点 (旧第 2 灯浮標) と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B 線と交わる点 (以下、「A 点」という。) 以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A 点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点 (旧第 2 灯浮標) と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E 線と交わる点 (以下、「B 点」という。) 以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうち B 点以北の線

イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4 の共通海域の取扱いに基づき処理するものとする。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

(1) 集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45キロワットとする。ただし、山口県知事の許可を得た小型いかつり漁船がいかつり漁業の禁止区域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条別表第4のいか釣り漁業に係る禁止区域）以外の海域で操業する場合は、この限りではない。

(2) 山口、福岡両県のいかつり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。

(3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、定めるものとする。

5 有効期間

この覚書の有効期間は、~~令和3年4月1日から令和4年3月31日まで~~とする。

令和4年4月1日から令和5年3月31日

以上のおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和3年3月10日

令和4年 月 日

山口県農林水産部水産振興課長

中村 圭吾

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

中原 亨

付 帯 事 項

~~令和3年3月10日~~に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の

令和4年 月 日

取扱い(3)に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県が処理する(事件引継を含む)。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は取り締まり県が処理する。
ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、違反者は許可県が処理する(事件引継を含む)。

~~令和3年3月10日~~

令和4年 月 日

山口県農林水産部水産振興課長

中村 圭吾

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

中原 亨

